

関西圏在住者を対象としたかがわ暮らし移住体験ツアー開催業務仕様書

1 業務名

関西圏在住者を対象としたかがわ暮らし移住体験ツアー開催業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務実施の目的

香川県が今年度実施する、大阪移住フェア参加者等を対象に、移住体験ツアーを実施し、現地体験や先輩移住者との交流などを通じて、かがわ暮らしの具体的な魅力を感じることで、効果的な移住促進へつなげることを目的とする。

4 業務内容

(1) かがわ暮らし移住体験ツアーの企画立案及び実施運営

(ア) ツアー概要

①テーマ

ターゲット層が移住で不安と覚えることに対して、現地での体験を通して、解消してもらう。
先輩移住者と交流することで、ツアー終了後もつながりが生まれるような内容とする。

②ターゲット層

関西圏在住の20～40歳のファミリー層、真剣に移住を検討している層
(主に、香川県主催大阪移住フェアの参加者を対象とする。)

③定員

10組20人程度(最少催行人員10名程度)
※参加者の選定は、県と協議の上県が決定すること。

④開催時期

令和8年1月23日(金)から25日(日)(予定日)
※日程は変更となる場合がある

(イ) 実施日程及びツアー内容

①実施日程

ツアーの実施日程は2泊3日とする。

②ツアー内容

移住後の生活を想定したツアーとするとともに、複数の市町村を訪問し、各市町先輩移住者との意見交換会・交流会の場を設けること。観光を主な目的とせず、住まい、子育て環境、自然環境および物価といった移住後の実際の生活を体感できる内容とすること。

③ツアー企画・立案

(a) 提案範囲

ツアー内容や想定ルートに沿って、行程案、訪問場所候補、先輩移住者との交流会場の候補、飲食店(昼食)の候補、宿泊先の候補等提案すること。ただし、最終的な行程内容については、契約後に、県と協議の上決定する。

(b) ツアー想定ルート

大阪駅からの集合・解散を想定し、1日目：高松市内、2日目：中西讃地域、3日目東讃地域を訪問するルートで行程を設定すること。

日程	ルート
第1日目	大阪駅【9:00 集合】－（バス）－高松市内－高松市街ホテル（泊）※1
第2日目	高松市街ホテル－（バス）－中西讃地域－ゲストハウス等の宿泊施設（泊）※2
第3日目	民宿等－（バス）－東讃地域－大阪駅【17:00 解散】

※1 1日目の夕食は宿泊費に含めない。また、各参加者がホテルにチェックイン後に自由行動とし、各自自己負担で食事するため、夕食場所の提案も不要。

※2 2日目の宿泊施設は、ビジネスホテル等の一般的な宿泊施設よりは、例えば、移住者や地域住民が運営するゲストハウス、体験連携型宿泊施設、古民家や空き家を改修した宿泊施設など、移住後の生活や地域住民との交流などを体感・イメージできるような施設が望ましい。

(c) 訪問場所候補の選定

香川県に、移住・定住することを前提とし、子育て関連施設（子育て支援施設や子育て交流施設等）、地元のスーパー、道の駅、自然体験については、ツアー中に1回以上訪問すること。また、1日目及び2日目には、市町村の魅力を自由に散策できる時間を確保すること。その他については、ツアー内容や想定ルートに沿って自由に提案すること。

(d) 先輩移住者等との交流会

ツアー期間中に先輩移住者等との交流会を1回以上実施すること。交流会に参加する先輩移住者の人数は計6名を想定とし、交流会の実施内容や、先輩移住者6名の選定にあたっては、県と協議の上決定する。

(e) 飲食店（昼食）の選定

ツアー3日間の昼食について、飲食店を選定すること。3日間のうち1日はうどん店とし、この日の昼食費は参加者の自己負担とし、委託費には含めないこと。残る2日間については、地元食材を活用した料理を提供する店舗や、移住者が運営している店舗などを優先的に選定すること。

(f) 宿泊先の選定

1日目の宿泊先は高松市街ホテル（夕食無、朝食付）、2日目の宿泊先は中西讃地域のゲストハウス等の宿泊施設を利用（夕食付、朝食付）すること。また、ゲストハウス等の宿泊施設については参加人数に応じて複数施設設定することも可とする。

※最終的な飲食店、宿泊施設等の選定にあたっては、県と協議の上、決定する。

(ウ) 移動手段

大阪駅離発着のバスツアー中の移動手段は貸し切りバスとし、ツアー催行時は1名以上添乗員を配置すること。ツアーのうち最大1泊2日で、ラジオアナウンサーが帯同し、ラジオ収録を行う（別途県負担）。また、県職員・県移住コーディネーター等がバスに帯同することも想定しているため、ツアー参加者以外も複数名乗車可能なサイズのバスを想定すること。

(エ) ツアー参加者受付募集

自社ホームページ申込サイトまたは電話等により、参加希望者からの質問対応や申込受付等を行うこと。また、参加者と必要な連絡調整、開催案内、行程表の作成交付を行うこと。

(オ) 参加者への費用徴収について

参加者への費用徴収は不可とする。ただし、2泊3日のツアーのうち、1日目の夕食代及び昼食代1日分（うどん店）については、参加者の自己負担とする。

(カ) 安全管理

①訪問施設等への事前打合せ等

訪問先との事前打合せや連絡等を行い、プログラムの内容、活動の場所、ルート等に危険がないことや安全対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること

②旅行保険

ツアー参加者を対象とした旅行傷害保険に加入すること。

(2) 募集チラシ制作業務

11月16日に実施する、香川県主催の大阪移住フェアの際等に、配布を行う移住体験ツアーのチラシを制作する。

(ア) チラシの概要

①規格

A4サイズ

②印刷

両面、フルカラー

③印刷部数

100部

(イ) 原稿作成業務

①レイアウト及びデザイン

チラシのデザインは、イラスト・デザイン案を作成し、県と協議の上決定する。

かがわ暮らしやツアーの魅力が伝わるように、読み手の興味を喚起し、また、読み進めやすいものとなるよう、イラスト・写真等を用いること。

②著作権の取り扱い

素材に用いるイラスト、写真については特に制限は設けないが、素材に含まれる第三者の著作権その他の全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うものとし、その経費は委託料に含まれるものとする。

③ 校正

原則として、1回以上の校正を行うこと。

校了後の変更・差替え、レイアウトの変更、文字訂正等については、印刷時間の直前まで、速やかに対応すること。

(ウ) 成果物の納品

①紙媒体

印刷物は、県から指定された場所に納品すること。納品場所は別途指示する。

納期等は、県と協議の上で決定するが、チラシの完成は令和7年10月初旬を予定する。

②電子データ

チラシの電子データについては、チラシの完成と同時に県に PDF 形式で納品すること。

(3) ツアー内容の動画撮影及び編集

移住体験ツアーに未参加の方も、実際の生活環境や自然環境、先輩移住者の印象、ツアー参加者の感想等、かがわ暮らしやツアーの魅力が伝わるような動画を制作する。

(ア) 製作本数及び再生時間

①本編

ツアー全体の様子を記録した 3 分程度の動画を 1 本以上

②ダイジェスト版

制作した動画を主に YouTube 等の各種動画サイトや各種 SNS (Instagram 等) などで広報するための 15~30 秒程度のショートバージョンの動画を 1 本以上

※ツアー動画の圧縮版を制作することを想定

③参加者インタビュー動画

参加者インタビューを記録した 15 秒~1 分程度の動画を複数本 (参加人数に応じて県と協議)

※ツアーに参加した感想などをインタビューした動画を想定

(イ) 動画作成業務

①撮影内容

撮影する写真や動画は、ツアーの活動の様子を様々な角度から撮影するものとし、香川県のウェブサイトや SNS、その他媒体等での使用に適したものとすること。

②編集

映像の加工、編集、BGM、音声、ナレーション、テロップの挿入等の作業を行う。完成までに県による内容確認及び修正指示等の機会を設けること。

③撮影許可

参加者に対し、撮影した写真等はウェブサイト及びその他広報資料等において使用すること及び参加者への提供はしないことを伝え、予め承諾を得ておくこと。

(ウ) 成果物の納品

成果物は次の要件・規格で納品すること

①動画規格

画面縦横比は 16 : 9 とし、4K 解像度 (3840 × 2160) 以上の映像とする。

※HD 画質の動画データも納品すること。

②成果物

- ・DVD ディスク・・・5 枚 (盤面印刷含む。コピー可能なもの)
- ・Blu-ray ディスク・・・5 枚 (盤面印刷含む。コピー可能なもの)
- ・配信データ・・・・・・USB メモリ等の大容量記録媒体

③納期

ツアー終了後、1 か月以内に納品すること。

(4) アンケートの実施

今後の香川県への移住促進につなげるため、参加者にアンケートを実施し、業務報告書とともに結果を提出すること。なお、アンケートの内容、手法等については、事前に県と協議すること。

5 委託対象経費

(1) 委託対象経費

ツアー実施運営に関する委託対象経費は次の通りとする。

- ・受託業務運営スタッフ賃金、旅費
- ・車両借上代及び手配に係る経費（添乗員・乗務員の日当、宿泊費、食事代含む）
- ・移動に伴う通行料及び駐車場代
- ・ツアー参加者の宿泊費（1泊目：2日目朝食込、2泊目：2日目夕食、3日目朝食込）
- ・ツアー参加者の昼食代（2日分）
- ・体験イベント等行程実施に係る経費
- ・会場費（設営・運営費含む）
- ・先輩移住者等関係者への謝金（県が指定する額：10,000円程度を想定）
- ・ツアー参加者への受付募集及び連絡調整に係る経費
- ・ツアー参加者対象の旅行傷害保険
- ・募集チラシ制作業務に係る経費
- ・ツアー内容の動画撮影及び編集に係る経費
- ・アンケート実施業務に係る経費
- ・その他業務に関連する経費
- ・事業管理費

(2) 見積書

参加者の宿泊費（1泊目：2日目朝食込、2泊目：2日目夕食、3日目朝食込）及び昼食代（2日分）、体験費用、旅行傷害保険は20名、先輩移住者等への謝金は6名により積算すること。ただし、業務完了後に実際に支払う人数で実費精算を行う。

6 委託業務限度額

1,500,000円（税込）

7 支払方法

委託料は、原則、事業完了後の完了払いとする

8 スケジュール（応相談）

R7.8～R7.9月	移住体験ツアーの内容に関する打ち合わせ
R7.10月	移住体験ツアー内容確定、募集チラシ完成
R7.11月	移住体験ツアー募集開始
R7.12月	移住体験ツアー募集締め切り
R8.1月	移住体験ツアー実施
R8.2月	移住体験ツアー動画完成・データ納品

9 作成物の帰属

(1) 著作権の帰属等

本業務で新たに生じた著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）から第 28 条（二次的著作物の利用に関する著作権の権利）までに規定する全ての権利）については、県に帰属するものとする。なお、作成物等を、県がホームページやパンフレット等の印刷物及び雑誌の広告等に使用する場合、追加負担なく使用できるものとする。

(2) 著作者人格権の不行使

受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）を行使することができない。

(3) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、県が特に使用を指示した場合を除き、受託者の責任と負担において、当該既存著作物の使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。

(4) 第三者との紛争処理

本業務に基づく作業及び成果物に関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任と負担において一切を処理すること。

10 費用負担

本仕様書に特段の定めがある場合を除き、本業務の履行に必要な経費は全て受託者の負担とする。

11 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部について、予め県が認めた場合はこの限りではない。

(2) 個人情報等の管理

本業務の遂行にあたっての情報管理については、次の点に留意すること

- ・ 個人情報等の管理を適正かつ厳格に行うこと
- ・ 事業の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。なお、業務終了後も同様とすること
- ・ 法令（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等を遵守すること

12 実績報告

業務を完了した際は、速やかに実績報告書を提出すること。

13 その他

(1) 受託者は、本業務の遂行にあたり、旅行業法や道路運送法等の関係法令を遵守しなければならない。

また、県が予め認めた場合に限り業務の一部を再委託することができるが、その際は、再委託先においても同様に関係法令を遵守しなければならない

(2) 受託者は、業務の実施にあたり、香川県と十分な打合せを行うこと

(3) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、委託者と協議し、その指示に従わなければならない

(4) 本事業の実施に起因する事故・トラブル等については、受託者は誠意をもって対応すること